

社 保の栞

平成26年度診療報酬改定における経皮的冠動脈形成術及び 経皮的冠動脈ステント留置術に係る届出について

(保55) F

平成26年6月6日

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術につきましては、平成26年度診療報酬改定におきまして、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)第10部手術の通則4が改正され、施設基準の届出が必要とされたところであります。

これに伴い、平成26年3月31日時点で施設基準の届出をせずとも算定が可能であった経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術につきましても、平成26年4月以降、当該手術を算定するにあたっては、平成26年3月5日付通知「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添2の様式72により、当該保険医療機関で当該手術について、前年(1月から12月)の手術件数(院内に掲示した手術件数)の届出が必要となりました。

今般、厚生労働省保険局医療課より、当該施設基準について、各保険医療機関からの届出状況等に鑑み、平成26年4月14日時点において届出を行っていない医療機関であって、平成26年6月30日までに届けた場合には、平成26年4月1日に遡って算定して差し支えない旨通知されましたので、届出忘れがないよう貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<参 考>

平成26年度診療報酬改定における経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術に係る届出について(平26. 6. 4 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

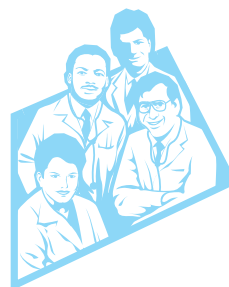
「会員の声」投稿募集!

会員の皆様から、県医師会速報「会員の声」コーナーへの投稿を募集します。内容は次のとおりです。

テーマ：医療・介護などに関するもので、建設的な意見・要望など。

字数：1,600字以内を厳守

- * 匿名・仮名はご遠慮下さい。
- * 投稿採否は広報委員会で決定します。
- * 同一投稿者からの掲載は年3回まで。
- * 広島県医師会速報はホームページでも公開されます。



原稿は、タイトル・氏名・所属市郡地区医師会・電話番号を明記の上、広島県医師会広報情報課「会員の声」係あて、E-mail(kouhou@hiroshima.med.or.jp)、郵送、FAX(082-293-3363)でお寄せ下さい。